

第5回神奈川県立公文書館業務検証委員会

開催日時

平成31年1月25日（金） 午後2時～午後5時

場所

神奈川県立公文書館 中会議室

出席者（敬称略）

飯田生馬、梅原康嗣、加藤聖文（委員長代理）、野村武司（委員長）
事務局（公文書館長、情報公開広聴課長、文書課長、他8名）

傍聴者

0名

第5回神奈川県立公文書館業務検証委員会 議事録

1 開会

事務局から、本日の傍聴者はいない旨の報告がなされた。

2 議事

審議事項

(1) 人員体制について

事務局から、「資料1」に基づき説明がなされた。

【質疑応答・意見交換】

(委員)

公文書館の職員は、もともと40人だったのが平成20年に30人になっているが、平成25年にさらに急に減ったのはなぜか。

(事務局)

マイクロ撮影の業務は委託に置き換え、この時にマイクロ撮影の専門職員を含め同時期に11名退職したからである。

(委員)

常勤職員129日分というが、結局何人必要なのか。

(事務局)

今までの4回の議論の中で、検索システムの入力に1年半から2年半かかっており、この間、県民が情報資料を検索できないという状況が問題視されている。このようなタイムラグを、できるだけ短くしなければならぬと考え、検索システム入力のための人員が1人増えれば、その人員で1,000時間分補えるため、年度内に作業を終えられる。

(委員)

一番業務量として多いのは何か。検索システムの入力は、中身を確認しながら作業するので大変だと思うが、評価選別作業もある程度の理解がないとできないと思う。

(委員)

古文書、私文書についても、バックログ、未処理の資料がたまっていくという問題は、別にここだけの話ではなくて、アーカイブス機関であれば、どこでもかなり問題になっている。そういうことを考えると、整理の仕方や整理から公開までの一連の流れといった業務をいかに短縮させるかということについて何か検討しているのか。資料の公開、目録ができるまで、目録データの取り方をなるべく少ない項目にして、目録化されるまでの期間をできるだけ短くしていくという工夫が必要だと思う。作業工程の見直しをせずに人員を確保しても、それを上手く回すということはなかなか難しい。そのため、まず作業工程の見直しをして、

その中でさらに人間的にここが足りないという洗い出しをした方が、もう少し説得力があるのではないかと思う。

(事務局)

古文書、私文書の整理方法等を見ると、過去のやり方がかなりまずかったという部分がある。具体的には、書類の編綴の仕方が悪くて、もう1回やり直したり、整理の仕方について館として統一されておらず、作業効率を落とす足枷になっている。

(委員)

日本の場合、特に目録を精緻化するという、あまりよくない方向に行きがちだが、基本は利用者がアクセスできる最低限の情報を提供できればいい。私の所属では、目録を段階的に作っていくという方法を取っている。最初に基本データだけを作って、それを公開して、利用者がアクセスできるような状態を作り、その中から優先順位をつけて、目録の情報を精緻化していくというものである。完璧なものを作らないと提供できないという訳ではなくて、このような資料があるということが最初に分かるレベルで目録を作って公開して、公開している間に、情報をアップデートして精緻化させていくという方法も考えてみたらどうか。

(事務局)

利用者から、データベースに入っているものが不足しているのではないかという声も聞くので、もっとデータベースを充実させなければならないという方向に考えが向いてしまいが、参考にさせていただきたい。

(委員)

今の話はとても重要な指摘だと思う。古文書等の整理については具体的に考えていなかったが、古文書が来るとどのように整理しているのか。

(事務局)

行政文書のように中身が揃っているものはほとんどない。雑多なものが入っており、図面があったり、単なる書き付けがあったり、お上からのお達しが紛れていたりする。100年、200年経っているので、保存状態が非常に劣悪で、100枚ぐらいが固着して板のようになっているものもあるので、まずそれを1枚1枚剥がすという作業から始まる。これが実は相当の作業量になるが、その後で何があるのかということが分かった段階で目録を作る。

(委員)

雑多なものの中から、何に関するものか分類していくということか。

(事務局)

二段階目としては、分類されたものを封筒に入れて、何に関する文書、図面とか、分類ごとに鉛筆書きし、三段階目にそれを目録システムに入力するという流れになる。

(委員)

今の話では、その目録を完璧なものにするために時間がかかっているのが、段階的にある程度内容が把握できたところで、それを公表公開すべきだということではないか。

(事務局)

現状では、目録をきちんと作るために、中身を一生懸命読んで、タイトルや概要を作成しているので、1件あたりに相当時間がかかっている。そのため、一見してわかる程度の仮のタイトルをつけたり、あるいはタイトルをつけず、資料番号だけをつけるという形を取れば、時間を短縮することはできる。

(委員)

古文書を頻繁に読んでいる大学の歴史学科の大学院生をインターンで受け入れて、仕事に関わってもらおうという方法もあるという話をしたが、それについてはどうか。

(事務局)

古文書を1枚1枚剥がしたりする作業で、その地域の学校の先生や、大学の若い教員と現地で一緒に作業してもらって謝礼を支払うという形では、すでに取り入れている。

(委員)

異論もあるかもしれないが、今の提案は、大学院生や大学生が将来のために実地で勉強できるいい機会だと思う。古文書解読のベテランの方が参加している古文書の解読講座を行っているが、古文書に書かれている表題や年号とおぼしきものを読み解くのが得意な方もいると思う。そういう方に協力してもらおうということも考えてもいいのではないかと。どこか外部の力を借りないと、このままの体制では進められないのではないかと思う。

(委員)

これは全国的に同じ状況で、今まではそれぞれの組織で何とかできたが、今では外部の力を活用していかないと回らない状況になっている施設が多いと思う。県の施設ならば、県民とパートナーという形で協力関係を作って、うまく県民の協力を上げるようなシステムを作ることが必要だし、業務に県民が関わることで、県民と協力関係を築ける体制を作った方が、県にとってもいいのではないかと思う。ただその場合には、こちらの方できちんとしたマニュアルを作り、これをやってもらうという業務の指針を決めておかないと、業務がなかなか進まないということになりかねない。

(事務局)

ご指摘のような議論をしているが、まず講座を一緒にやってもらって、その中から良い人に関わっていただくという意見や、古文書の整理の最初の段階ではまだどれだけ貴重なものかわからないので、資料を壊してしまったり、資料の順番が入れ替わったりしてしまう可能性があるのでは、県民を参加させるのは慎重であるべきだという意見もあり、まだ試行錯誤している最中である。

(委員)

熊本県の天草市では、古文書や役場の古い資料について、最初の埃をかぶっているものの汚れを落とすという作業を、市民の方にボランティアを募ってやってもらっている。このような作業は、古文書が読めなくても、声をかければ誰にでもやってもらえる作業なので、そのようなところから関わってもらえるのはどうか。解読しなければいけないわけではなくて、ただ単に掃除をするだけなので、そういった業務でなら問題ないと思う。

(委員)

アルバイトで人を募るということもあるが、講座に関わった人も含めて、何かに関わった人たちのニーズを掘り起こして、そのニーズに合うような形で実施できるのが一番いいと思う。中には古文書をただ読みただけという人達もいると思うが、そのような人たちにどんな仕事をやらしてもらえばいいのかということを確認していくということが大事だと思う。

(2) 報告書案について

事務局から、「資料2」に基づき説明がなされた。

【質疑応答・意見交換】

(委員)

(委員に事前に送った) 1月16日版に少し手を入れたが、実際は書かれている内容を大きく変更したというよりは、むしろ構成を組み替えたというのが主な変更内容である。

まず1ページの本委員会の設置についてだが、これは前回の委員会の後に、議論のきっかけとなった事案について記載があった方がいいのではないかという指摘があり、簡単に事件の発生から審議の経緯を入れた。検証部分についてはすべて後の方に移した。

それから2番については、公文書館の現状ということになっている。設立の経緯の中で、当初、神奈川県が県政100年を記念して始められた県史事業の資料保管ということがきっかけで、もともとは県立図書館という社会教育施設、教育委員会所管のものとして設置されたものが、情報公開制度との関わりの中で、知事部局に置かれたということはとても重要なことだと思ったので、そこは特に分かるように記載をした。それから公文書の組織、仕組みについて、歴史的公文書と古文書が何かということは、分かりやすくどこかに記載したほうがいいと思う。

(事務局)

それについては、10ページに入れた。

(委員)

「保存および保管」という項目があって、ここには現状がずっと書かれている。再発防止策というのは、あの事件が起こった後に館がとった防止策のことで、そのことも含めて検証するのがこの委員会の役割なので、検証及び再発防止策ではなくて、再発防止策も含めた検証と提言ということで、タイトル全体の構成も少し変えた。「検証」という項目が19ページにあって、事件の発生の経緯をまとめているが、①が責任者の関与、②が「速やかに」のこと、③が審査を経たシールのこと、④は青シールが貼付されたこと、⑤が事件発生の経緯に照らすと、今回のものは見落としがあったためであると思われるという発生原因について指摘してある。その上で閲覧審査の問題点を上げて、最後の提言にまとめてある。

(委員)

11ページの「イ 保存および保管」の3行目だが、神奈川県の場合は、現状としては公安委員会の文書は移管されないという理解でいいのか。そうであるならば、このままでいい

のか。確かに公安委員会の文書については、移管が非常に難しいと言われていることは事実だが、近年、公安委員会の文書を移管している県がもうすでに出てきているので、神奈川県は遅れをとってはいけないのではないかと。これは少し前からいくつかの県で色々と検討されているし、県警からも国はどうなっているのかと聞かれることがある。そういう状況があるので、これをこのまま見過ごすわけにはいかないと感じた。

もう1点、22ページの「速やかに」ということがプレッシャーになるということは、解釈及び運用の基準に書かれていて確かにそうだなと思ったが、よくよく読んでみると「原則として」と書いてあるのだから例外があるのではないかと。今まで議論していることはそういうことなので、ここを解釈として、今回の提言書にあるような内容も踏まえて追加すればいいのではないかと思った。

(事務局)

国立公文書館で国家公安委員会の文書は受けているのか。

(委員)

国家公安委員会の文書はおそらくほとんどないと思っているが、警察庁の文書については移管が行われている。目録のデータベース等をご覧いただくと古いもの、法令関係が結構あり、そういうものは順次移管されている。

(事務局)

かなり将来の検討課題かもしれないが、全量引渡制度との関係も含めて議論する必要があると思う。

それから、22ページの原則との関係だが、実はこの解釈と運用基準は平成12年に作成したものである。これについては全面改正をしないととてもやっていけないものである。そのため、委員会からの提言を踏まえて、解釈運用基準自体については、規則改正を含めて、来年度、抜本的に全面見直ししようと考えているが、現段階では何か問題があったら、これで読むしかないということである。

(委員)

報告書を加筆修正する際に規則を改めて見たが、30年未満のものについては「10日以内」と日数が書いてあるが、30年を超えたものについては、「速やかに」という一言しか書いていない。それで、これは規則の全面改正なのか、それとも運用の改正なのか、色々と選択の余地がありそうだなと思っていた。「速やかに」を「待っている間に」と解釈するというのは、一般的にはあまりないと思うが、30年越えの歴史的公文書については、基本的にはもう非公開にするものは何もないという発想から来ていて、「原則として」と書かれているものの、ほとんど待たせることなく公開できるという運用が、実際にはこの公文書館で行われていたということだろうと思う。そのため、ここの記述も解釈運用基準では「原則として」とは書かれているが、『その場ですぐに』又は『待っている間に』と解されていたという様に、実際どのように運用されていたのかということを書き表してもいいのかもしれない。

(委員)

報告書 24 ページの提言の②だが、今回のこの優生保護法関係の検証でずっとこう書いていると思うが、文書作成課から評価選別に関して意見をもらうということなのか、公開に関して意見をもらうということなのか、よく分からない。

(事務局)

現在、文書管理システムというのが新たに運用されていて、そのシステムで基本的には行政文書を作成するということになっている。文書作成の際に、歴史的公文書の該当の有無というフラグを立てる表示があって、文書作成課がこれを歴史的公文書として保管して欲しいという意思があれば、そこにフラグを立てるということを想定している。従って、評価選別に際して文書作成課の意見をもらうということになると思う。

(委員)

これは後の方の記述では、歴史的公文書ではないというフラグは不要だと記載している。

(事務局)

現状では、「歴史的公文書の有無」となっているが、ご審議いただいている中で、「無」につける必要はないという意見があったため、ここは調整したいと考えている。

(委員)

閲覧審査をした記録を台帳に残すことを検討しているようだが、これは具体的にどういう情報を残して引き継いでいこうと考えているのか。おそらくずっと常用文書で保存していくということになると思うが、どのようなものをイメージしているのか。

(事務局)

後ほど、施設視察で現物を見ていただくことになるが、見直さなくても済むようにするというよりは、後で検証が可能かどうかということで作成している。例えば、袋掛けにしている文書については、次に閲覧申請があった時に、いちいち破かなくても、これは、こういう情報なので、30年経過によって、あるいはまだ50年経過していないので袋掛けにしているということが分かるようになる。

(委員)

請求があって、その審査をした日付がまずあって、何も問題がなければ公開という判断が残るが、逆に非公開部分が何ヶ所かあって、袋がかかっているが中は戸籍謄本が入っているというような記録を残して、後でわざわざ開けなくてもわかるような情報が残せばいいと思う。

(事務局)

全面公開であれば、そこに個人情報載っているがこういう理由で公開したという判断を誰がいつ行ったか、という記録が残る。

(委員)

非公開にしている場合はその箇所だけ説明すればいいが、公開の場合は公開だからということしか言えなくて、なかなか記録を書きにくいのではないかと思う。

(事務局)

こういった個人情報に記載されているが、もう 30 年過ぎたので公開したとか、50 年過ぎたので公開したとか、そういうイメージである。

(委員)

その後、神奈川県の場合、他の都道府県の場合という項目があって、全量引渡の意義と、それから課題があるということの整理がなされていて、評価選別に関する問題点が記載されている。ここには、評価選別基準の適切性確保と、運用の適切性確保が課題だとしたうえで、28 ページに続いている。ここでは、評価選別基準が変えられていないということ、選別会議の議事録が作成されていないということなどを指摘した。そのうえで課題の解決方法として、評価選別基準について、有識者の意見を反映させるということ、それから次に評価選別の適切な実施については、選別作業の議事録作成、有識者等の評価選別の過程への連動についても検討されたが、それについては実施することが難しいということが記載されている。それから文書作成課の職員について、評価選別に加わらせることも考えられるが、それも難しいということで、その意味では公文書館が職員の研修に努めるということと、文書作成時に文書作成課において歴史的資料としての価値が想定されることのフラグをつけることは合理的と考えるという話になる。

(委員)

文書作成課の職員を評価選別に加わらせることにより、歴史資料として保存すべき資料を見落とすことがないようにという文章があるが、公文書館とは、公文書その他の記録で歴史資料として重要なものを収集するところ、という定義だったと思う。単に歴史資料として保存すべきではなくて、重要なものという定義を置かれていたと思うが。

(事務局)

条例上は、「歴史資料として重要なもの」を収集し保存となっているので、保存といった段階で既に重要だと判断をされているという前提で、こういう文章になっている。

(委員)

このところは、文書作成課が関わるということあまりよろしくないという話なので、29 ページの「以上に加えて」という部分に、歴史的公文書として重要なものという文言はどこかに入れたほうがいいかもしれない。閲覧審査基準の提言の方は、閲覧する権利をきちんと条例に明記すべきだということ、それから閲覧制限に係る基準を審査基準として明確に位置付け、パブリックコメントを経て公開すべきということ、その際、ICA 勧告の 30 年原則に基づくということ、それから閲覧審査には慎重さも求められるため、速やかにという姿勢は維持しつつ、慎重な審査ができるようにすべきだということを記載している。また、④としては、閲覧審査基準は定期的に見直し、有識者の意見を聞く仕組みを設けるということに記載した。(1)が閲覧する権利についての記述、それから閲覧制限の基準ということで、議論の中でこの閲覧内規が処分基準だと言っていたが、それはおかしいと思っていたが、よく考えてみると、どうも申請に基づくというよりは、一般処分的な意味合いで、不利益処分的なことを想定しているようだったので、なるほどと思った。それと、条文上は申込となっ

ているので、申請に対する処分の形式を取っていないということだが、実務上は申込に対して閲覧制限をするという形になっているので、明確に申請に対する処分とした上で、審査基準に位置付けることが大事だと思う。申込という言葉が適切かどうかということもあり、申込というあまり権利性がないものというように一般には考えられていて、申請とするのか申込とするのかというのは、要検討事項だと思うが、そこにはあまり触れていない。そのため、申請（申し込みに対する審査基準）というふうにしている。それからICAの30年原則についての記述があって、基本的にはもう年限を越えているため公開となるが、その時の経過を踏まえて審査基準を整備すべきだということ、その際にはパブリックコメントを経たうえでの見直しが必要だということを記載した。31ページの下には、歴史的公文書の個人情報と閲覧制限のこと、さらに審査日数の上限のことについて書いてある。閲覧審査基準だが、結局必ず何年で公開ということはいえず、ケースバイケースの場合もあるということになるが、それは仕方ないと思う。

（委員）

今までに、30年超と50年超の一応二つは議論されているが、それ以上については、まさにケースバイケースになると思う。そうなった場合に、目安がないとそれぞれの担当者が迷うことになるということも考えられる。国立公文書館では、80年、110年を越えるものがいくらでもあるので、何でもかんでも基準に当てはめるという強引なことはしていないが、現場サイドでは、50年を越えるものについての判断は難しいと思う。

（事務局）

今回の再調査でご指摘のような微妙なケースが数十件見つかっていて、例えば犯罪歴については、今までは一律50年で公開していたが、ここでの議論を受けて、犯罪歴でも身体刑、禁固とか長期刑のような重いものについては、保留にしているケースがある。そうすると、50年ではなくて永久かあるいは80年か、どこかで線を引かなければならないケースが当然出てくると思う。これに関しては、来年度、閲覧審査基準を改めて策定する際に、線引きができるのかどうかという基準を有識者の意見を聞きつつ、作っていかなければならないと思っている。そうしなければ、担当者が迷って、また事故に近いようなことが起きないとも限らない。

（委員）

80年とか結構長い年限になっていて、それを公開できるかどうかの判断をきちんとできるかどうか。

（事務局）

前回の議論にあったように、職務上の不利益ということで、単なる試験の合否、採用試験の合否であれば50年、例えば20歳で受験していれば70歳になっていて、大体社会人としてはリタイアしている年齢になるので、それは公開してもいいだろうということになる。ただ、犯罪歴で非常に恥ずかしい事件だったりすると、20歳で事件を起こして70歳になったとしても、その時はまだ近所付き合いのような社会とのかかわりもあるので、それを50年

で公開するのは厳しいのではないかということになる。そのように同じ50年でも、ウェイト付けが違ってくるのではないかと考えているので、報告書にもその考え方は少し入れている。

(委員)

33 ページに被差別部落のことが記載されているが、これについての判断は非常に難しく、それぞれの地元や地域によって違ってくると思う。永久に非公開にするしかないのではないかと思ってもいるが、江戸期のものについては、非公開とすべき地域や公開できる地域があるのではないかと思う。単純にすぐさま当てはめられるものでもないので、ここで例を挙げて非公開とすべきだと言ってしまうのもどうかと思う。

(委員)

被差別部落の場合は関東ではあまり取り上げられないが、関西ではかなり慎重になっているし、色々な団体によって解釈や立場が違っている。私の職場の資料の中にも、当然個人の文書の中にはこういったものが入っているが、その当時の関係団体との話し合いで公開にしているというものもあるので、結局ケースバイケースになってしまう。絶対にこれは駄目だというのもあれば、同和教育の中で明らかにしないといけないという考え方もある。そのため、こういう文書は永久に非公開や何年で公開というように決めるのではなくて、単純明解にこうだと決められない情報もあるというような文言で処理して、あとは閲覧審査基準を具体的に決める際に、個別に被差別部落の情報を確認しながら基準を決めていったほうがいいのではないか。

(委員)

「例えば」という文言を入れなくてもいいかもしれない。被差別部落に関する情報のように、公開判断に難しいものも出てくるという記載にして、永久に非公開でいいかという問題提起をしておく方法もあるが、ここについては、以下の文章は取ってしまったらあまり差し支えないと思う。

34 ページの審査日数の上限で、「速やかに」の話として少し解説を加えたのは、閲覧申し込みがあった際の審査手続きについては施行規則に規定されていて、作成後30年経過した文書については速やかに、30年未満文書は10日以内に閲覧の諾否決定をすると定められており、延長の規定がないとなっている。30年を経過した文書には審査を要しないとの立場から、迅速公開の趣旨設定したものとされるとの記載を加えた。ダブルチェックという言葉が出てくるが、ダブルチェックというと多義的だと考えていて、複数職員による審査という趣旨ではないのか。

(事務局)

神奈川県庁内で慣用的に、1人が2回ではなくて複数職員がそれぞれ見るという意味で使われている。ただ、そうではない受け取り方もあると思うので、複数職員によるという言い方の方が一般向けの報告書としてはいいと思う。

(委員)

館長が決定するという言い方があったかと思うが、決裁でいいのではないか。

(事務局)

内部では、決裁という言い方をずっとしている。

(委員)

専決の場合は館長が決裁権限者なので「決定」になるということだが、「決裁」でいいかと思う。上限日数を設けると、館長不在で決裁ができないという事情で閲覧許否することがあるという記載は、ちょっと分かりにくいのではないか。

(委員)

29 ページの提言の③のところ、現用文書の情報公開条例の日数を参考とするなどと記載されているが、ここに 30 年以上経過文書も含まれていて、30 年未満経過文書なら 10 日で公開できるものを、情報公開条例を参考にすると 15 日になってしまうのではないか。そうすると、30 年経たない文書よりも審査日数が長くなってしまうので、考え方が逆転するのではないか。

(事務局)

30 年未満文書については 10 日、それを越したものについては速やかにというようにして、すべての歴史的公文書について何日以内に判断を下すという書きぶりを想定している。30 年未満を 15 日以内で 30 年超を 10 日以内にすべきとか、そういうご意見があるのであれば、再度検討することになる。

(委員)

提言の②で、ICA 勧告の 30 年原則を「基本とするとともに」云々と記載されていて、こここの解釈だが、30 年原則を絶対的な基準とするというふうにとるということなのか。後の方では、世界的な潮流の中で、30 年より短くなっていると記載されていると思う。そうになると、ここでこれを入れてしまうと、30 年原則が絶対的なものとしながら、なおかつ独自の審査基準を設けるように見える。30 年原則を「基本としつつ」とか、そういう文言の方が解釈の余地があるのではないかと思う。

(3) 施設視察

神奈川県立公文書館の施設内を回りながら事務局から説明がなされ、質疑応答が行われた。

(4) 新システムについて

大会議室において、事務局から画面デモを用いた新システムの概要説明がなされた。

(5) 報告書案について (続き)

【質疑応答・意見交換】

(委員)

「人材育成と確保」の提言のところだが、実務経験が必要であるとして、専門研修、大学との連携を活用すべきと記載されている。②で一定程度経験を積み、専門性を高める必要があるとして、その期間が5年となっている。③として、優秀な人材を検索入力に1年間用意すべきとして、⑤で閲覧制限の審査において、公文書館職員にはアーキビストとしての資質が求められるという説明がある。それから、県の職員としての実務経験、公文書館における人材育成の話があり、OJTも重要であるとの記述がある。40ページには、非常勤職員、インターンシップを積極的に導入するとしている。職員体制の充実強化のところは、小見出しをつけないと読みにくいと思う。職員体制の現状と、職員が足りないことにより、収蔵資料、県民サービスに影響があるとして、人員体制の充実強化と書いてあるので、何か具体的な数字を入れられると良いと思うが、小見出しをつけた結果、人員体制の強化について非常に強調された気がする。組織構成のあり方で、館長不在の際の話などが書かれており、電子文書への対応ということで、今後も使用可能なファイル形式であるかどうかによって、メリット、デメリットがあることが記載されている。閲覧予約の整備、長期保存への対応、書庫の確保ということで中間保管庫の記載となっている。

(委員)

37ページだが、国立公文書館で行ったアーキビストの職務基準書は毎月、最終版が出されたので、そのように書き換えてもらいたい。人員体制について色々あり、具体的な数値を挙げるのが非常に難しいと思われるが、全国の館の実績、数値を平均すると、神奈川県は中規模館とはいえないと思う。現状からすると20人を下回ると苦しいのではないか。今後、これ以上職員数が減らないよう、特段の配慮してもらいたい。

(事務局)

40ページの下から三つ目ぐらいのパラグラフに、職員数が15人から20人ということで中規模であるとしつつ、議論の中で、人口規模からしてそれでは足りないだろうという指摘があったので、現状をこれ以上下回るといってはならないという表現にした。

(委員)

41ページに職員体制の減少のことが書いてあるが、10人減少して当初の半数になってしまっているので、どこかに職員減少の歯止めとなる数字の記載があってもいいのではないか。

(事務局)

逆にそれが職員数のキャップになってしまう可能性がある。

(委員)

収蔵資料、サービスへの影響もあるため、人員強化が必要だというのは、文章構成として現れてはいるが、客観的な数値としてどのぐらいの時間数が必要だということを記載する意味があるのか。これを見ただけでは、人員が何人必要なのか分からない。

(事務局)

評価選別を短期間に終わらせるということと、審査の厳格化を考えると、あと1人いれば

かなり状況が改善するとまでは言えない。また、数字には出てこない収蔵資料、県民サービスなどについては、1人増やしたからそれでよいかというところではない。

(委員)

検索入力だけの話ではないので、もう少しうまく記載できるといいのではないかと。結局、何かを厚くすると何かを減らすという構造があるので、何かを減らしたことにより、その部分に遅滞が生じたり縮小したりしてしまう。展示ももっと見られれば面白いと思うが、人員が少ないため回数を減らさざるを得ないというのは、いかにも寂しい話である。この検索入力の記載は残すとしても、それ以外にもこういう課題があるので、その分の人員手当をすべきだという記載も必要ではないのか。一部を増やしたからといって、他の部分を減らすべきではないと思う。

(委員)

先ほどの人口規模に関して、神奈川県が900万弱、人口900万人規模というのはスウェーデンの人口が該当する。スウェーデン並みの人口規模を擁する県であるのに、20人にも満たない人数で運営しているというのは問題ではないか。国家の場合は、外交、安全保障等の問題があるが、それを差し引いたとしても、行政機関として細かくサービスを行うということで、それぐらいの規模だということ表現として入れておけば、職員数が少なすぎるということが理解できるのではないかと。

(事務局)

スウェーデン、スイス、ベルギーあたりの一国の人口規模とGDPは、神奈川県のそれとほぼ同じ規模であるとよく言われている。

(委員)

外国であろうとなかろうと、外交、防衛は別として、業務内容は基本的には同じようなものであり、同じような文書が作成される。

(事務局)

40ページにインターンの記述を入れたが、先ほど提案のあった、利用者の力を借りてというような記載を入れたいと思う。

(委員)

最近では時給単価が非常に高くなっており、アルバイトを確保することが難しい。行政機関の場合は基準が定められており、実態経済から後追いする形になるので、文言としては確かに必要だというのは分かるが、現実問題として一般基準の時給ではアルバイトを確保できなくなると思われる。神奈川県は特別な形で時給を上げることは可能なのか。

(事務局)

時給単価はすべて統一単価で雇用しているが、年収で300万円に届かない。ただし、特別な事情がある場合、人事課と別途協議した上で単価を定めることができる制度があり、現に別途定めている部局もある。ただし、現状とどこが変わったのでどれだけ金額を上げないといけないという理論武装をしないと応じてもらえないと思う。

(委員)

非常勤職員の時給はいくらなのか。

(事務局)

時給ではなく、基準報酬額は日額 9860 円で、時給では 1273 円が上限となっている。

(委員)

職員数が減ってきた理由がよく分からない。業務量に応じて人を減らしてきたわけではなく、単に人員を減らしてきたと思われる。

(事務局)

私が新人の頃は、県職員は 1 万 4000 人位いたが、今では 8000 人を切っている。病院が県立ではなくなった等、様々な理由があるが、条例が増え、仕事量も増えている。いわゆる行政改革の中で、それぞれの理由で減らしてきたということに加えて、全体でどの程度減らせという要請があり、そういった中で定数調整が行われてきたという実情がある。

(委員)

これ以上減らさないのではなく、増える方向の材料があると良い。

報告書は何月何日までに完成させる必要があるのか。

(事務局)

報告書は、本日から概ね 10 日ないし 2 週間程度で完成させたいと考えている。その後、局内関連報告を済ませ、来月 28 日に総務政策常任委員会が予定されているので、この報告書と、この報告書を踏まえた改善策案といった形で常任委員会に報告したいと考えている。

(委員)

本日、提案のあった点について修正して、加えて、本日の検証委員会の前に、私が修正指示をした点について、いくつか修正が抜けているところがあるため、そちらも反映していただきたい。

(事務局)

本日の議論を踏まえ、事務局で作業した上で、また皆さんにメールで御確認いただくという作業を何回かさせていただきたい。

(委員)

最後は委員長一任で確定したいと思う。

(事務局)

精力的にご審議いただき、感謝申し上げます。委員会の開催は本日が最後だが、本日の議論を受けて報告書作成ということになるため、今しばらくおつき合いをお願いしたい。完成した報告書は、県議会に報告し、県議会の意見も踏まえて、行政として、しっかり業務の見直しを行っていく。さらに、事故を起こしたことについての監督責任も行政としてしっかりやる必要があると考えている。評価選別基準、閲覧審査基準について有識者の意見を入れる必要があるため、場合によっては皆様の中から、引き続きお願いすることもあると思われる。

以上